

# 社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減制度事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱および事業は、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）に定める「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱」の施行により、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 軽減の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、市民税世帯非課税であつて、次の各号の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。なお、この要綱で生活保護受給者とは生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14号第1項及び第3項並びに附則(平成19年法律第127号)第4条第1項の規定による支援給付を受けている者をいう。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有しないこと
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (5) 介護保険料を滞納していないこと

2 前項の規定に関わらず、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）で利用者負担割合が5%以下の者については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額を除いて、軽減の対象としない。

## (対象サービス及び軽減内容)

第3条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービスは、介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の市町村長ならびに大阪府知事に軽減を行うことを申し出た社会福祉法人等が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき行う次のサービスとし、軽減内容については別表のとおりとする。

- (1) 訪問介護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
  - (2) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
  - (3) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
  - (4) 介護老人福祉施設における施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - (5) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
  - (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 2 介護保険制度における高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに高額介護予防サービス費相当事業との適用関係については、本事業に基づく軽減制度適用後の利用者負担額により支給を行うものとする。
- 3 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の事業との適用関係については、まずこれらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて本事業の適用を行うものとする。
- 4 介護保険特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。
- 5 介護保険利用者負担額減額・免除認定との適用関係については、まずこの認定による利用者負担額の減額・免除を適用し、その後、必要に応じて本事業の適用を行うものとする。なお、介護保険利用者負担額減額認定により、介護保険サービス費用の95%の支給を受け、利用者負担額が5%となっている場合、その利用者負担額について、さらに本事業による軽減を受けることはできないものとする。ただし、その場合においても、食費・居住費（滞在費）については、本事業による軽減を受けることができるものとする。

(情報提供)

第4条 利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等及びその実施する軽減対象サービスについては、大阪府等から送付される資料及び市に申し出のあった社会福祉法人等から提出された資料に基づき、その一覧を市に備え置くとともに、利用者及び居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

(申請)

第5条 第2条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用者負担の軽減を受けようとするサービスを利用する14日前までに、「社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者確認申請書」（様式第1号）及び、「収入等申告書」（様式第2号）、その他所管課長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。ただし、生活保護受給者

については、「収入等申告書」の提出を不要とする。

- 2 前項において、指定する日までに申請することができなかつたことにつき止むを得ないと認められる事情がある者で、サービスを提供する当該社会福祉法人等の事業所が利用者負担の軽減を承認する場合にあっては、速やかに前項に規定する書類を市長に提出しなければならない。

#### (審査)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、第2条の軽減対象者該当の有無を審査の上、軽減を決定したときは、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」(様式第3号。以下「決定通知書」という。)、非該当としたときは、「社会福祉法人等利用者負担軽減非該当通知書」(様式第4号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 前項において軽減対象者として承認した者については、決定通知書と併せ、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」(様式第5号。以下「確認証」という。)を交付する。

#### (確認証の有効期間)

第7条 第6条第2項において交付された確認証の有効期間は、原則として申請のあった日の属する月の初日からとし、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月末日までとする。ただし、申請日の属する月が4月から7月の場合は、当該年度の7月末日までとする。

#### (確認証の提示)

第8条 承認を受けた者(以下「被確認者」という。)は、受けようとするサービスを提供する当該社会福祉法人等の事業所に対し、あらかじめ確認証を提示してサービスを受けなければならない。ただし第6条に掲げる場合にあっては、申請中であらかじめ確認証を提示できない旨、又は速やかに申請を行う旨を当該事業所に申し出るとともに、確認証が交付された後は速やかに証を提示しなければならない。

#### (利用者の負担)

第9条 軽減対象者は社会福祉法人等に対し、決定通知書に記載された軽減内容及び確認証に記載された軽減割合に基づき算定された利用者負担額を支払うものとする。

#### (確認証の返還)

第10条 被確認者は、前条に規定する有効期間内において被保険者の資格を喪失した場合、要介護あるいは要支援の認定状態に該当しなくなった場合、又は第2条の規定する条件に該当しなくなった場合は、速やかに当該確認証を市に返還しなければならない。

#### (不正利得の返還)

第11条 偽りその他不正の行為によってこの要綱による利用者負担の軽減を受けた者がある時は、市は軽減を行った当該社会福祉法人等との協議の上、軽減額の全部又は一部

を、軽減を受けた者から社会福祉法人等に返還するよう求めるものとする。

(社会福祉法人等から市への報告)

第12条 社会福祉法人等は、この要綱に基づき軽減対象者に利用者負担の軽減を行った場合は、市が求める一定の期間ごとに所定の様式で実績報告等を行うものとする。

(社会福祉法人等に対する助成)

第13条 市長は、社会福祉法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に利用者負担の軽減を行った場合、別に定めるところにより当該社会福祉法人等に対し、軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は所管部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。
- 2 改正前の被確認者に対する軽減対象サービスについては、改正後の要綱第3条の規定に読替えるものとする。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用とする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第2条第1項第1号に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第2条第1項第1号に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第2条第1項第1号に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
- 3 この要綱の施行以前に決定された軽減の有効期限について、「平成27年6月30日」とされている場合は、「平成27年7月31日」と読み替えるものとする。
- 4 この要綱の施行の際、旧様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、本要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則

この要綱は、平成27年9月18日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第2条第1項第1号に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、旧様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の

上、本要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第2条第1項第1号に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第2条第1項第1号に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、旧様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、本要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表

対象者	生計が困難な者	生活保護受給者	
<b>軽減割合</b>	(1)軽減対象費用の4分の1 (2)前号の規定にかかわらず、老齢福祉年金受給者は、軽減対象費用の2分の1	全額	
<b>軽減対象費用</b>	介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1)利用者負担額（高額介護サービス費等の利用者負担第二段階に該当する者を除く。） (2)食費（特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。） (3)居住費（特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）	(1)居住費 （従来型個室、ユニット型個室的多床室、ユニット型個室のみ）
	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	(1)利用者負担額 (2)食費（特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。） (3)滞在費（特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）	(1)滞在費 （従来型個室、ユニット型個室的多床室、ユニット型個室のみ）
	通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	(1)利用者負担額 (2)食費	/
	訪問介護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	(1)利用者負担額	/
	小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(1)利用者負担額（高額介護サービス費等の利用者負担第二段階に該当する者を除く。） (2)食費 (3)宿泊費	/
	介護予防小規模多機能型居宅介護	(1)利用者負担額 (2)食費 (3)宿泊費	/
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(1)利用者負担額（高額介護サービス費等の利用者負担第二段階に該当する者を除く。）	/